

KECC 第12回定例セミナー

事業者が備えておきたい ハラスメント防止と対策のヒント

日時 2024年3月14日(木) 14:00-16:00 (13:50 受付開始)

会場 オンライン開催
*Zoom (ウェビナー) によるご聴講となります

参加費 無料

お申し込み▼
下記URL / 二次元コードにて
<https://kecc.jp/seminar list>



※ 起業者、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:10	◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
14:10~14:55	<p>第1部 ハラスメントの予防と対策～正しい理解と基礎知識～</p> <p>ハラスメント予防研修でありがちな、これってNGワード？と、NGワードを連ねるだけでは、時代とともに膨大なNGワード集ができることになってしまいます。ただ単に、NGワードをお伝えするのではなく、「これってハラスメント？」を皆さんとともに考えるお時間にしたいと思います。ハラスメントの基礎知識からご説明を開始し、ハラスメントとは何か、ハラスメントとならないためにはこういった対処が必要かの正しい理解を得るとともに適切な対応方法を学んでいただきたいと思います。</p> <p>登壇者: 樋口 佐代子 氏 KECC相談員/社会保険労務士(ジラソーレ社会保険労務士事務所)</p> <p>キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格を持ち、事務所内にカウンセリング室を設け労働者からの相談を承るとともに、ハラスメント外部相談窓口などにも対応。ハラスメント予防研修は3名のスタッフの企業から上場企業の管理職研修まで幅広く対応し実績多数。パワハラしない・させない組織づくりに注力し、職場の風土改善を通じて雇用の維持、コンプライアンス遵守を図る。問題社員の正しい実践的対応をお伝えし、トラブル予防に備える就業規則コンサル・労務相談を得意とする。</p>
14:55~15:40	<p>第2部 判例から学ぼう！ハラスメント対策の重要性とそのポイント</p> <p>2022年4月にパワハラ対策がすべての企業に義務付けられるなど、企業・労働者ともにハラスメントへの関心は日々高まっています。他方、どのような行為がハラスメントにあたるかという判断は、容易ではありません。本セミナーでは、ハラスメントにかかわる重要な裁判例をピックアップし、その分析を行うとともにハラスメントに関する法規制、ハラスメントが起きた際に企業が負い得る様々な責任、ハラスメント予防の重要な視点について解説いたします。</p> <p>登壇者: 布浦 直 氏 KECC相談員/弁護士(梅田総合法律事務所)</p> <p>2018年に梅田総合法律事務所に入所後、労働問題を含む様々な種類の案件を幅広く取り扱う(企業・個人を問わず)。2022年に中小企業診断士として登録、その後、法律・経営の両面で中小企業をサポート。近年では、特に、中小企業法務全般、中でも事業再生・事業承継の分野に注力している。</p>
15:40~16:00	◆ 質疑応答 (*事前質問にもお答えします)

お問合せ

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪北館 ナレッジキャピタル8階 K827号室

[相談対応時間] 月曜～金曜の11時から20時(祝日・年末年始を除く)
[アクセス] JR大阪駅 中央北口より徒歩10分
[お問い合わせ] TEL: 06-6136-3194

個別相談はコチラ →

